

地域コミュニティ活性化に向けた検討資料（条例に盛り込むべき項目と計画に盛り込むべき項目の整理）提言 15～32

（A：条例に盛り込むべき項目 B：計画に盛り込むべき項目）

| | 提 言 | 区分 | 検討内容、意見等 | 意見整理 |
|----|--|-------------------|--|------|
| 15 | <p>◆建設時・販売時・入居時のそれぞれの段階で、地域との交渉と交流の窓口を明確にさせる</p> <p>・建設・販売業者等の窓口担当者の届出</p> | <p>A</p> <p>B</p> | <p>円滑な協議を進める制度</p> <p>対象とする住宅の範囲, 届出の受付から地域住民組織へ提供するまでの具体的手続きを規則で定める</p> <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者について、確認申請時等の際の付加手続きとして導入 ①地域との共生・対話に関する施設や設備の記載用紙を提出 →行政担当窓口へ提出 →任意提出。ただし公表対象 →地域組織とは事前協議を行うよう努める ②計画、設計、施行、販売、管理、それぞれの段階で窓口となるべきものの名前と連絡先を記載したものを京都市及び窓口となる地域組織にそれぞれ提出 →任意提出。ただし公表対象 <p>(2) 主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口は、都市計画局建築審査課 <p>(3) 留意・調整点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①について、地域組織窓口の紹介をどうするか。地域づくり推進課、もしくは新設(?)のマンションセンター(仮称)で行うか ・②について、個人情報等に問題はないか? <p>⇒15, 16, 17を一連の手続きとして規則で定めるべき(乾)</p> | |
| 16 | <p>◆マンション建設への対応は地域全体の課題として取り組もう</p> <p>・①, ② マンション建設の対応に自治連合が関与</p> | <p>A</p> <p>B</p> | <p>円滑な協議を進める制度</p> <p>対象とする住宅の範囲, 届出の受付から地域住民組織へ提供するまでの具体的手続きを規則で定める</p> <p>地域側の仕組みの整備</p> <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記で提出したそれぞれの窓口に対して、地域組織として地域との共生・対話に関する設備や体制について申し入れる仕組みを導入する ・必要に応じて、管理規約にも記載する(管理組合としての努力義務として) ・賃貸物件については、管理会社を窓口にした地域との交流・情報交換に関する取り決め事項も検討、明文化する <p>(2) 主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口、仲介は地域づくり推進課(もしくは新設の(仮称)マンションセンターか) <p>(3) 留意・調整点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織に窓口が設置されない場合は、機能しない ・中高層条例の「建築紛争に係る調整及び調停制度」のようなマネジメントまで必要か? <p>⇒15, 16, 17を一連の手続きとして規則で定めるべき(乾)</p> | |
| | <p>・③, ④ 建築協定や地区計画の利用→専門家の派遣</p> | <p>A</p> <p>B</p> | <p>本市の役割(4)必要な施策を講じる, (5)地域の将来構想を尊重する, (7)体制の整備</p> <p>市関係部局等による協議が必要</p> <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣 ①一般的なまちづくりは、「まちづくりアドバイザー」(文化市民局地域づくり推進課) ②地区計画等の計画づくりは「専門家派遣」(都市計画局都市づくり推進課&景観・まちづくりセンター) ③相談や情報提供業務は、新設の「(仮称)マンションセンター」 | |

| | | | | |
|----|---|---|--|--|
| | | | (都市計画局所轄?文化市民局?) (2) 主体 ・上記に記載 ⇒建築協定や地区計画の部分は、この部分からは外したほうがいいのか (乾) | |
| 17 | ◆マンション内で、居住者の良好なコミュニティが形成されるよう、行政も地域も働き掛ける ・①, ②, ③ 販売業者から入居者へ地域情報が伝わるような仕組みの構築 | A | 重要事項説明の際の地域情報の提供 | |
| | | B | 地域情報の入手から業者に依頼するまでの手続き等 (1) 内容 ・分譲時もしくは仲介時の「重要事項説明」の項目に、地域からの申し入れがあった場合、地域組織や地域情報等に関する内容を加える。必要に応じて資料やニュース、広報誌などを添付する。 ・事業者による任意事項。(検証のしようがないのでは…?) (2) 主体 ・新設の「(仮称) マンションセンター」による扱い事項 (3) 留意・調整点 ・説明をした、配付をした、という証明が難しい ・担当するセクションについて ⇒15, 16, 17 を一連の手続きとして規則で定めるべき (乾) ⇒中古マンション, 賃貸マンションの流れをコントロールする規則も必要 (乾) ◆中古マンション ・協力事業者を登録してもらい, 17 の手続きをお願いする流れか (乾) ◆賃貸マンション ・管理会社と所有者に「入居者同士のコミュニティの形成, 入居者と地域との交流促進に努めること」「地域の要請があれば地域情報を入居者に伝えること」という一般義務を規則に明記したうえで, 登録してもらい協力業者として公表。顕彰する (乾) | |
| | ・④ 入居段階でのマンション居住者と地域組織との交流の場の設定 | A | 相談及び情報の提供, 専門家の派遣 | |
| | | B | (1) 内容 ・マンション入居者を地域組織に迎えるにあたり, その説明会や歓迎会, 交流会等において, 京都市による支援・サポートを行う ①コーディネーターの派遣(まちづくりコーディネーターか) ②パンフレット等の作成支援(作成費用等) (2) 主体 ・新設の「(仮称) マンションセンター」による扱い事項 (3) 留意・調整点 ・②の資金支援は, 自治連合会単位か, もしくは町内会単位も良しとするか? | |
| | 公表・顕彰 | A | 地域住民と地域自治を担う住民組織との交流に積極的に協力した事業者を顕彰, 公表 | |
| | | B | (1) 内容 ・上記について, 主旨を理解し, 積極的な取組を行った事業者の名前を公表し, 特に優れた取組を行った事業者について顕彰する (2) 主体 ・新設の「(仮称) マンションセンター」 ・京都市文化市民局地域づくり推進課のいずれか (3) 留意・調整点 ・公表については, 内容と会社名をリストとして公表することは可能。しかし顕彰は難しい(地域により事情が異なるため)。 ・リストを公表する際には, 要項を定める必要がある。 ⇒規則で定めるべき (乾) | |

| | | | | |
|----|---|---|--|--|
| | 支援組織づくり | B | <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と共生するマンション、もしくは一群の分譲住宅地開発を展開していくために、総合的に支援するポータルサイトとして「(仮称)マンションセンター」を設置する。 <p>(2) 主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画局内か？ 文化市民局内か？ <p>(3) 留意・調整点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初からスタッフを配置してスタートするのは難しい。 ・当面は、兼任窓口？ ・イメージとしては、今ある「住宅政策課分譲マンション支援係」のような特化した窓口？ ・23年度は予算がないので、手続き的なものみの窓口業務か？ ・スタートするまでは、どこのセクションが行うか？ <p>⇒絶対計画に明記すべき。 市の中ではなく、外部NPOとの共同、委託というイメージで提案してはどうか(乾)</p> | |
| 18 | <p>◆専門家派遣制度を含め、地域活動支援を充実させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣等、地域活動支援の充実 | A | 相談及び情報の提供、専門家の派遣 | |
| | | B | 各部署の専門家による協議の場の設定 →充実のための具体的方針の計画が必要 | |
| 19 | <p>◆行政の保有する地域が使える支援メニューを明確にし周知する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が使える行政の支援メニューのリスト化と周知 | A | 広報及び啓発 | |
| | | B | 関連部署のメニューの整理及び取りまとめ それをどのように周知するか | |
| 20 | <p>◆できれば学区単位で、小さな地域活動、サークル活動に使える場所を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等に使える場所の提供 | B | <p>関係部署による協議</p> <p>「関係部署による協議」とあるのは、「いま各部署と協議しているからもう少しして提案する」という意味でしょうか？(以下共通) →「関係部署による協議」と記載しているのは、来年度の計画策定に向け、複数の課等と協議が必要であり、現時点では具体的内容が明記できないためです。</p> | |
| 21 | <p>◆地域運営の参考書として「地域活動ハンドブック」を作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動ハンドブックの作成 | A | 相談及び情報の提供、広報及び啓発 計画は？これはいちばん簡単にできる | |
| | | B | 地域活動ハンドブック(仮称)の作成、配布 | |
| 22 | <p>◆各区役所の転入受付で、地域活動の宣伝パンフレットを配布する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所転入受付で地域活動宣伝パンフレットの作成、配布 | A | 相談及び情報の提供、専門家の派遣 計画は？早急に求められていてかつ比較的簡単にできる手当て。ひとつの目玉になる | |
| | | B | 地域活動の宣伝パンフレットの作成、配布 | |
| 23 | <p>◆地域組織と市行政が、実質的にも形式的にもパートナーシップの関係となるために、市行政の制度と仕組みの整備を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織と市がパートナーシップの関係となるための市の制度と仕組みの整備 | A | 体制の整備 | |
| | | B | <p>関係部署による協議</p> <p>地域コミュニティ活性化を支援するための取組がより有効性を持つよう、庁内担当体制の強化や様々な部署・担当者の連携と情報交流の強化、地域コミュニティ活性化の推進と支援に総合的に関わる部署の設置、地域の主体等との窓口の一本化など、必要な庁内体制の整備を行う。…条例案のときに書き込んで「これは計画で」といわれた文言です。</p> <p>せめてこれに対応する具体策の提起が必要かと思います(以下24～27も含めて、今回の計画でいちばん大事な部分だと思っています=具体的一歩が必要です)</p> | |
| 24 | ◆行政組織の業務の流れを変える | A | 体制の整備 | |

| | | | | |
|----|--|---|---|--|
| | ・地域コミュニティ活性化担当部署の設置及び情報の整理 | B | 関係部署による協議 | |
| 25 | ◆現行の「まちづくり推進課」の、「地域に入る」役割を充実強化する ・区まちづくり推進課の「地域に入る」役割強化 | A | 体制の整備 | |
| | | B | 関係部署による協議 | |
| 26 | ◆密に地域とコンタクトし、アドバイスできる学区担当者を配置する ①学区担当者の配置 | A | 体制の整備 | |
| | | B | 関係部署による協議 | |
| | ②区まちづくり推進課職員と消防・警察等との情報交流の場の設定 | B | 関係部署による協議 | |
| 27 | ◆地域と信頼関係を取り結び、まちづくりの専門知識・技能を備えた職員を育て、配置する ・区まちづくり推進課へのエキスパート配置、長期間配置 | A | 体制の整備、職員の研修 | |
| | | B | 関係部署による協議、研修計画の策定 | |
| 28 | ◆まちづくり推進課に、地域連携の必要性を理解し、地域とのパートナーシップに関わる意欲を持つ職員を配置する ・区まちづくり推進課への意欲のある職員の配置 | B | (実施済み) これは継続される保証はあるのでしょうか？ 区まち推だけでなく、24で提案している「コミュニティ活性化担当部署」関連すべてに応用する方向を示したい | |
| 29 | ◆「まちづくりアドバイザー」制度を強化する ・まちづくりアドバイザー制度の強化 | A | 体制の整備 | |
| | | B | 今後の活用方針の検討 具体的方向性は？ | |
| 30 | ◆まちづくり推進課担当者同士の情報交換・交流の場を常設する ・区まちづくり推進課担当者同士の情報交換・交流の場の常設 | B | 場の持ち方の検討 具体的提案は？ | |
| 31 | ◆全庁的に職員教育を行い、「地域との連携」の重要性を周知させる ・地域との連携の重要性についての職員研修 | A | 職員の研修 | |
| | | B | 関係部署による協議、研修計画の策定 どこが責任を持って研修やガイドブック作成を行なうのか、役割の明確化が必要 | |
| 32 | ◆地域との連携の重要性やノウハウをまとめ、職員向けに「(仮称)地域連携ガイドブック」を作成し配布する ・職員向け「地域連携ガイドブック」の作成、配布 | A | 職員の研修 | |
| | | B | 関係部署による協議、ガイドブックの作成 | |

懇話会提言には、地域コミュニティで頑張ること（上記緑文字部分）、市行政が頑張ること（上記青文字と赤文字部分）とにわかれています。

このうち緑文字部分は、地域側の実情や体制によって左右されますので細かい計画を書いても意味がありません。計画（市の仕事）として書くべきは地域コミュニティに頑張ってもらうための「支援・アドバイスの充実」と「地域自治を担う組織との連携の強化」という項目になるはず。

市ががんばる項目のうち、青字の部分は、共同住宅などに対する計画としてきちんとわけて整理してください（条例でもそうなっている）